

プロフェッショナル人材活用促進事業に係る求人ニーズ取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「活性化センター」という。）が実施するプロフェッショナル人材活用促進事業（以下「事業」という。）に係る秋田県内中小企業（以下「企業」という。）の求人ニーズの取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(民間人材ビジネス事業者との連携)

第2条 企業から求人ニーズがあった場合は、事業に事前登録した民間人材ビジネス事業者（以下「事前登録事業者」という。）等と連携して対応することとする。

(紹介・取り繋ぎ申請等)

第3条 求人ニーズがある企業が事前登録事業所等の紹介・取り繋ぎの要請を行う場合、様式1の民間人材ビジネス事業者等紹介・取り繋ぎ申請書（以下「申請書」という。）を活性化センター理事長に提出しなければならない。

2 申請は、事業が継続しない場合であって、事業の終了15日前まで、随時、受け付けるものとする。

3 企業から申請書の提出があったときは、必要に応じて申請者へヒアリング等を実施したうえ、次に掲げる基準により紹介・取り繋ぎの可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(1) 同条第1項の申請書が完備していること

(2) プロフェッショナル人材の活用により企業の経営革新の実現が見込めること

(3) 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、その他活性化センター理事長が適当でないと認めた者に該当しないこと

(事前登録事業者等への情報提供)

第4条 前条第3項により紹介・取り繋ぎが決定した場合は、申請者の企業情報シートを、申請時点での全ての事前登録事業者等へ情報提供するものとする。

2 前項の情報提供に当たって、申請書の申請者が特定の事前登録事業者等への情報提供を拒絶したい場合は、その旨を事前に活性化センター理事長へ通知することとし、この通知を受理した場合、活性化センターは拒絶したい事前登録事業者等へは情報提供しないものとする。

(成約状況等)

第5条 前条の情報提供を行った後、活性化センターは、申請者に対して取り繋ぎ後の成約状況等について、ヒアリング等の情報収集ができるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、活性化センター理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月14日から施行する。